

公立大学法人奈良県立大学職員退職手当規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第53条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の退職手当に関して、この規程の定めのない事項については、奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和28年奈良県条例第40号。以下「奈良県退職手当条例」という。）の例による。

(適用範囲)

第3条 この規程による退職手当は、法人に常時勤務する職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の「職員」とは、就業規則第3条第1項の教員及び一般職員をいう。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 この規程において、「遺族」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して支給する。

4 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第5条 次条及び第21条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定による退職手当は、理事長が必要と認めたときは、職員の申出によりその全額をその者の預金口座への振込の方法により支給することができる。

3 前項の申出は、書面を理事長に提出して行うものとする。

4 前項の書面には、振込を受ける預金口座その他振込の実施に必要な事項を記載しなければならない。

第2章 一般の退職手当

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第14条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次条又は第9条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
 - (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
 - (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第22条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第20条第2号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で次項で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者は、次に掲げるものとする。
- (1) 11年以上25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、理事長が認めたもの
 - (2) 11年以上25年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 3 第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(業務上傷病等による退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 就業規則第25条第2項第4号の規定により退職した者であって理事長が認めたもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、就業規則第20条第2号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で次項で定めるものに

対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者は、次に掲げるものとする。
- (1) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、理事長が認めたもの
 - (2) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 3 第1項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第10条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（公立大学法人奈良県立大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第1、別表第2及び別表第3の改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第18条第1項に規定する奈良県職員若しくは第20条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第17条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第22条第1項若しくは第24条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第21条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第18条第1項に規定する奈良県職員若しくは第20条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間
 - (2) 第18条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する奈良県職員としての引き続いた在職期間
 - (3) 第18条第3項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた奈良県職員としての引き続いた在職期間
 - (4) 第19条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する役員としての引き続いた

在職期間

- (5) 第 19 条第 3 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた役員としての引き続いた在職期間
- (6) 第 20 条第 2 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (7) 第 20 条第 3 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (8) 第 17 条第 5 項に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- (9) 奈良県退職手当条例附則第 12 項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について奈良県職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (10) 奈良県退職手当条例附則第 13 項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について奈良県職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
- (11) 奈良県退職手当条例附則第 14 項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について奈良県職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- (12) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月奈良県条例第20号）第18条に規定する再び職員となった者の同条に規定する特定法人役職員としての在職期間
- (13) 前各号に相当する期間として理事長が認める期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第 11 条 第 9 条第 1 項に規定する者（同条第 2 項第 2 号で定める者を除く。）のうち、定年退職日（就業規則第 20 条第 2 号に規定する日）から 1 年前までに退職した者であって、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 15 年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条第 1 項	退職日基本給月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2）を乗じて得た額の合計額
第 10 条第 1 項第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2）を乗じて得た額の合計額
第 10 条第 1 項第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相

		当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第10条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（退職手当の基本額の最高限度額）

第12条 第7条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

（退職手当の基本額の最高限度額に係る特例）

第13条 第10条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額に係る特例）

第14条 第11条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条	第7条から第9条まで	前条の規定により読み替えて適用する第9条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第9条の
第13条	第10条第1項の	第11条の規定により読み替えて適用する第10条第1項の
	同項第2号イ	第11条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第13条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日

		において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第13条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	第10条第1項第2号イ	第11条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第11条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第10条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第16条の規定による休職(業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。)、就業規則第45条第1項第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち次項で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

2 前項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 就業規則第16条第1項第4号に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

- (2) 公立大学法人奈良県立大学職員育児休業等規程第2条の規定による育児休業により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた前項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 3 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号から第13号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。この場合において、理事長が必要と認める場合においては、その者は、当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。
- 4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表のとおり定めるものとする。この場合において、退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する当該別表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。なお、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。
- 5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第8条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
 - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- 6 第4項（第3項の規定により職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 7 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日に属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 8 退職した者の基礎在職期間に就業規則第41条の規定により高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間（以下「高齢者部分休業期間」という。）がある場合における第1項の規

定の適用については、職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の高齢者部分休業期間の属する月から順次に数えてその高齢者部分休業期間の2分の1に相当する数（当該相当する数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでの月を基礎在職期間から除く。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第16条 第9条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第10条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

（勤続期間の計算）

第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第22条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（就業規則第16条第1項第4号に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第7条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第8条第1項又は第9条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（奈良県との人事交流に応じた職員に対する退職手当に関する特例）

第18条 職員が、理事長の要請に応じ、奈良県職員となるため退職し、引き続き奈良県職員となった場合又は奈良県職員が、奈良県知事若しくは奈良県教育委員会又はそれらの委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで退職し、引き続いて職員として在職した後、理事長の要請に応じ、奈良県職員となるため退職をし、かつ、引き続いて奈良県職員となった場合については、その者の職員としての勤続期間が奈良県退職手当条例又は退職手当の支給の基準等により、その者の奈良県職員としての勤続期間に通算されることとなるときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて奈良県職員（奈良県退職手当条例又は退職手当の支給の基準等において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて奈良県職員となった場合に、職員としての勤続期間を奈良県職員としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。）となるため退職をし、かつ、引き続き奈良県職員として在職した後引き続き再び職員となった者の第16条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 奈良県職員のうち、奈良県知事若しくは奈良県教育委員会又はそれらの委任を受けた者の要

請に応じ、職員となるため退職をし、かつ、引き続き職員として在職した場合における第 17 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、奈良県職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 前 2 項の場合における職員としての在職期間については前条の規定を準用する。

(役員との在職期間の通算)

第 19 条 職員が、理事長の要請に応じ、法人の役員となるため退職し、引き続き法人の役員（専任（理事長が認めた場合に限る。）及び非常勤の役員を除く。以下この条において同じ。）となった場合又は役員が、理事長の要請に応じ、役員報酬規程に基づく退職手当を支給されずに退職し、引き続いて職員として在職した後、理事長の要請に応じ、役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合については、この規程による退職手当は支給しない。

2 職員であった者が、理事長の要請に応じ、引き続いて法人の役員となるため退職をし、かつ、引き続き役員として在職した後、理事長の要請に応じ、役員報酬規程に基づく退職手当を支給されずに退職し、引き続いて再び職員となった者の第 17 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 役員のうち、理事長の要請に応じ、役員報酬規程に基づく退職手当を支給されずに職員となるため退職をし、かつ、引き続き職員として在職した場合における第 17 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、役員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 前 2 項の場合における職員としての在職期間については第 17 条の規定を準用する。

(一般地方独立行政法人等の職員の在職期間の通算)

第 20 条 職員が、理事長の要請に応じ、国、奈良県以外の地方公共団体、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、他の公立大学法人（一般地方独立行政法人で地方独立行政法人法第 21 条第 2 号に掲げる業務を行うものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項の規定の基づく国立大学法人及び同条第 3 項の規定に基づく大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社又は公庫等（国家公務員退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。以下同じ。）で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、一般地方独立行政法人等に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「一般地方独立行政法人等職員」という。）が一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となった場合に、一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）となるため退職し、引き続き当該特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は特定一般地方独立行政法人等職員が、当該一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに退職し、引き続いて職員として在職した後、理事長の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合については、その者の職員としての勤続期間が当該一般地方独立行政法人等の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の当該一般地方独立行政法人等の職員としての勤続期間に通算されることとなるときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人等（退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準等において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人等の職員となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等の職員としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。以下この条において同じ。）となるため退職手当の支給を受けずに退職をし、かつ、引き続き当該一般地方独立行政法人等の職員として在職した後、当該一般地方独立行政法人等の要請に応じ、職員となるため退職手当の支給を受けずに退職し、引き続いて再び職員となった者の第 17 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 特定一般地方独立行政法人等職員のうち、当該一般地方独立行政法人等の要請に応じ、職員となるため退職手当の支給を受けずに退職をし、かつ、引き続き職員として在職した場合における第 17 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、当該一般地方独立行政法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 4 前 2 項の場合における職員としての在職期間については第 17 条の規定を準用する。

第 3 章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第 21 条 職員の退職が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条及び第 21 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第 22 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒解雇処分（就業規則第 45 条第 1 項第 4 号の規定による懲戒解雇の処分をいう。以下この章において同じ。）を受けて退職をした者
- (2) 就業規則第 25 条第 1 項の規定により解雇された者

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を理事長が別に定める公告を行うことをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第 23 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合にお

いて、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 理事長が第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行い、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、理事長は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、理事長が、支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして、当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する附則第3項の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に附則第3項の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

9 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第24条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第22条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が就業規則第23条の規程により再雇用され、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業規則第45条第1項第4号の規定による懲戒解雇処分（以下「再雇用職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第22条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取の方法等については、理事長が別に定める。

5 第22条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ附則第3項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第27条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、同項の規定により算出される金額（次条及び第27条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が附則第3項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手

当等については、理事長は、前項の規定による処分を行うことができない。

- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 前項の規定による意見の聴取の方法等については、理事長が別に定める。
- 6 第22条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第26条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第22条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第22条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前項の規定による意見の聴取の方法等については、理事長が別に定める。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第27条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第26条第5項又は前条第3項において理事長が定める通知を受けた場合において、第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第23条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められるこ

とを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第22条第2項並びに第25条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 前項の規定による意見の聴取の方法等については、理事長が別に定める。

（理事会の議決）

第28条 理事長は、第24条第1項第3号若しくは第2項、第25条第1項、第26条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、理事会の議を経なければならない。

- 2 理事会は、第24条第2項、第26条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 理事会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査を行うことができる。
- 4 理事会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（他の団体等職員となった者の取扱い）

第29条 職員が、就業規則第25条第2項第4号の規定その他の事由によって、引き続いて奈良県又は一般地方独立行政法人等（以下この条において「団体等」という。）の職員となり、当該団体等に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該団体等の退職手当に関する規定又は退職手当の基準（地方独立行政法人法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）によりその者の当該団体等における職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により職員になった者で、奈良県退職手当条例第 7 条の 2 第 5 項の規定により退職手当が支給されなかった者（以下「承継職員」という。）については、第 17 条第 1 項に定める職員としての引き続いた在職期間に奈良県退職手当条例第 7 条第 1 項の期間に定める在職期間を含むものとする。
- 3 承継職員のうち、本学の成立の日から雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に法人を退職したものであって、その退職の日まで奈良県の職員として在職した者としたならば奈良県退職手当条例第 10 条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、同条例の例により算出した退職手当の額に相当する退職手当を支給する。
- 4 当分の間、次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第 6 条から第 14 条までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 第 7 条第 1 項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。） その者につき奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年奈良県条例第 36 号。以下この項及び附則第 11 項において「平成 18 年改正退職手当条例」という。）附則第 7 条の規定による改正前の奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 37 年 12 月奈良県条例第 26 号。以下「条例第 26 号」という。）附則第 3 項第 1 号前段の規定により計算した退職手当の額と第 7 条第 1 項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
 - (2) 第 9 条第 1 項の規定に該当する退職 その者につき平成 18 年改正退職手当条例附則第 7 条の規定による改正前の条例第 26 号附則第 3 項第 2 号前段の規定により計算した退職手当の額と第 9 条の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
 - (3) 第 12 条又は第 13 条の規定に該当する退職 その者につき平成 18 年改正退職手当条例附則第 7 条の規定による改正前の条例第 26 号附則第 3 項第 3 号前段の記手により計算した退職手当の額と第 6 条、第 7 条及び第 9 条から第 15 条までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
- 5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第 24 条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 7 条から第 11 条まで及び附則第 12 項から第 20 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者であって第 7 条第 1 項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、同項又は第 10 条及び附則第 15 項の規定の例により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 9 条又は附則第 13 項規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 附則第 4 項の規定の適用を受ける職員で附則第 5 項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、第 6 条から第 16 条まで及び附則第 4 項から前項までの規定にかかわらず、その者につき条例第 26 号による改正前の奈良県職員等に対する退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と第 6 条から第 16 条まで及び附則第 5 項から前項までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。
- 9 移行型一般地方独立行政法人職員が退職した場合、退職した者の基礎在職期間中に給料月額（一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 9 月奈良県条例第 33 号。以下「奈良県給与条例」という。）の規定に基づいて支給される給料月額をいう。以下同じ。）の減額改定（平成 18 年 3 月 31 日以前に行われた給料月額の減額改定で学長が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合においてその者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたこ

とがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。

- 10 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第7条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第9条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 11 承継職員及び第18条の適用を受ける職員であってこの規程による退職手当の支給を受けることとなるものに対する退職手当の額については、平成18年改正退職手当条例附則第2条から第5条までの規定を準用して算定する。
- 12 当分の間、第8条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「又は第9条」とあるのは、「、第9条又は附則第12項」とする。
- 13 当分の間、第9条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「又は第9条」とあるのは、「、第9条又は附則第13項」とする。
- 14 前2項の規定は、就業規則第3条第2項に規定する大学教員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 15 公立大学法人奈良県立大学教職員の役職定年等に関する規程第5条第1項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 16 当分の間、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で第9条第2項第1号に定めるものに対する第11条及び第14条の規定の適用については、第11条本文中「定年退職日（就業規則第20条第2号に規定する日）」とあるのは「定年（就業規則第3条第2項に規定する附属高校教員及び一般職員にあつては60歳とし、同項に規定する大学教員にあつては65歳とする。）に達する日以後における最初の3月31日」と、第11条の表第9条第1項の項、第10条の第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（就業規則第3条第2項に規定する附属高校教員及び一般職員にあつては60歳とし、同項に規定する大学教員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 17 当分の間、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で第9条第2項第1号に定めるもの（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第11条の表第9条第1項の項、第10条第1項第1号の項及び第10条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。

就業規則第3条第2項に規定する附属高校教員及び一般職員	60歳
就業規則第3条第2項に規定する大学教員	65歳

- 18 当分の間、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で第9条第2項第1号に定めるもの、就業規則第25条第2項第4号の規定により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する第11条の規定の適用については、第11条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第11条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 19 当分の間、就業規則第 25 条第 2 項第 4 号の規定により退職した者であって理事長が認めたもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第 17 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第 11 条及び第 14 条の規定の適用については、第 11 条の表第 9 条第 1 項の項、第 10 条第 1 項第 1 号の項及び第 10 条第 1 項第 2 号の項並びに第 14 条の表第 12 条の項、第 13 条第 1 号の項及び第 13 条第 2 号の項中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2）」とあるのは、「附則第 17 項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 3 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 20 当分の間、就業規則第 25 条第 2 項第 4 号の規定により退職した者であって理事長が認めたもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第 17 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 11 条及び第 14 条の規定の適用については、第 11 条の表第 9 条第 1 項の項、第 10 条第 1 項第 1 号の項及び第 10 条第 1 項第 2 号の項並びに第 14 条の表第 12 条の項、第 13 条第 1 号の項及び第 13 条第 2 号の項中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、100 分の 2）」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 15 条関係）

ア 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員（在職期間を通算されることとなる職員に限る。）の区分についての表

第 1 号 区分	(1) 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において適用されていた奈良県給与条例（他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 11 級であったもの
	(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち理事長の定めるもの
	(3) 前 2 号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第 2 号 区分	(1) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 10 級であったもの
	(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの（第 1 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）のうち理事長の定めるもの
	(3) 前 2 号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第 3 号 区分	(1) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの
	(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの（第 1 号区分の第 2 号及び第 2 号区分の第 2 号に掲げる者を除く。）のうち理事長の定めるもの
	(3) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち理事長の定めるもの
	(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第 4 号 区分	(1) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの
	(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの（第 1 号区分の項第 2 号、第 2 号区分の第 2 号に掲げる者及び第 3 号区分の第 2 号に掲げる者を除く。）
	(3) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 3 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。）
	(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第 5 号 区分	(1) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの
	(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
	(3) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち理事長の定めるもの
	(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第 6 号 区分	(1) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの
	(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の奈良県給与条例の教育職給料表（一）の

	適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)又は2級であった者のうち理事長の定めるもの
	(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第7号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの又は5級であったもの
	(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの
	(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの
	(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている奈良県給与条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の奈良県給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
	(2) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当の区分が一種の職を占めたもの
	(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第2号区分	(1) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
	(2) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当区分が二種の職を占めたもの
	(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第3号区分	(1) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
	(2) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当区分が三種の職を占めたもの
	(3) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(二)又は職員給与規程の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの
	(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第4号区分	(1) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち理事長が定めるもの
	(2) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号、第2号区分の第2号に掲げる者及び第3号区分の

	第2号に掲げる者を除く。)
	(3) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(二)又は職員給与規程の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)
	(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第4号区分の第1号に掲げる者を除く。)又は5級であったもの
	(2) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(3) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(二)又は職員給与規程の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるもの
	(4) 前各に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第6号区分	(1) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	(2) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(二)又は職員給与規程の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)並びに2級であった者のうち理事長の定めるもの
	(4) 前各に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(2) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長が定めるもの
	(3) 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(二)又は職員給与規程の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの
	(4) 前各に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者